

平成31・32年度
競争入札参加資格審査申請書
(建設工事)
提出の手引き

平成30年12月

庄内赤川土地改良区

【申請に係る問合せ先】

庄内赤川土地改良区 工務課

電話 0235-22-2135 (代表)

0235-22-1173 (工務課直通)

FAX 0235-22-2434 (工務課)



庄内赤川

1. 申請できる者

庄内赤川土地改良区が発注する平成31・32年度建設工事の競争入札等に参加を希望する者で、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11に該当しない者。
集团的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織と関係がないこと。

2. 申請受付期間及び受付時間

平成31年1月4日（金）から平成31年2月28日（木）
午前8時30分から午後5時15分まで

申請受付期間終了後、随時受付可能ですが、受付期間中の申請でなければ、平成31年4月1日からの登録とはなりません。

3. 名簿登録及び格付について

- ・申請受付期間中に申請し受理された場合は、平成31年4月1日から登録となります。
- ・随時受付については、各月の末日を締め切りとし、翌々月の1日からの登録となります。
- ・平成31年4月1日において、格付を行った者については、見直し、変更は行いません。

4. 申請書受付場所

庄内赤川土地改良区 工務第二課
〒997-0035 鶴岡市馬場町7番35号 TEL 0235-22-1173（工務課直通）

5. 申請書提出方法

受付場所へ持参または郵送してください。郵送であって受付票の交付を希望される際は、返信用封筒（82円切手貼付）を併せて提出すること。

郵送の場合、2月28日必着のものを有効とします。

6. 申請業種

建設業法に定める28業種。

7. 審査資格有効期限

平成33年3月31日（平成31・30年度）

8. 提出書類（提出部数1部）

- ① 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）・・・・・・・・・・様式1
- ② 営業所一覧表・・・・・・・・・・様式2
- ③ 経営事項審査結果通知書（写）（審査を受けている者）
- ④ 職員総括表・・・・・・・・・・様式3
- ⑤ 技術職員名簿・・・・・・・・・・様式4
- ⑥ 工事経歴書・・・・・・・・・・様式5
- ⑦ 委任状及び使用印鑑届（提出が必要な者）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書・・・・・・・・・・様式6
- ⑨ 社会保険等の加入状況を証明する書類
適用除外誓約書（提出が必要な者）・・・・・・・・・・様式7
- ⑩ 納税証明書（証明日が申請日から3ヶ月以内で、未納のないもの）
- ⑪ 印鑑証明書（証明日が申請日から3ヶ月以内のもの）
- ⑫ 建設業許可通知書又は商業登記簿謄本（提出が必要な者）
- ⑬ 登記簿謄本（法人）または身分証明書（個人）
- ⑭ 受付票

以上の書類をホチキスで綴り提出してください。ファイル、インデックスは不要です。

9. 記載要領

申請書は庄内赤川土地改良区指定の様式により記載してください。
(ホームページからダウンロード可能)

庄内赤川土地改良区ホームページ <http://shonaiakagawa.jp/>

- ① 競争入札参加資格審査申請書（建設工事） 様式1
- ② 営業所一覧表 様式2
 - ・常時契約を締結する営業所は契約書上の名義人となります。
 - ・常時契約を締結する営業所欄右端には、営業所の専任技術者名を業種別に記入してください。
- ③ 経営事項審査結果通知書（写）
 - ・庄内赤川土地改良区建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程により、建設工事（5業種）の格付けに必要となります。
申請時においては、有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出してください。
 - ・経営事項審査を受けていない場合は提出の必要がありません。
【注意】公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請負おうとする建設業者は、経営事項審査が終了し、結果の通知を受ける必要があります。
(建設業法第27条の23「経営事項審査」を参照ください)
 - ※ 登録有効期間中に、新たに経営事項審査を受けたときも、提出願います。
(審査結果通知書の有効期間は、審査基準日より1年7ヶ月です。)
- ④ 職員総括表 様式3
 - ・「技術職員」については「技術職員名簿」（様式4）と整合が取れるように記入してください。
主たる営業所が他の営業所に権限を委任する場合は、委任先における人数を記載してください。
- ⑤ 技術職員名簿 様式4
 - ・「技術職員」については「職員総括表」（様式3）と整合が取れるように記入してください。
- ⑥ 工事経歴書 様式5
 - ・直前2年間の主な工事について記入してください。
- ⑦ 委任状及び使用印鑑届
 - ・主たる営業所が他の営業所に権限を委任する場合のみ提出してください。
 - ・様式は任意とします。委任権限は最低次の5項目としてください。
 - 1) 工事請負契約の入札及び見積
 - 2) 工事請負契約の締結
 - 3) 工事代金の請求及び受領の件
 - 4) 復代理人選任の件
 - 5) その他工事施工に関する一切の件
 - ・委任期間は、申請日から平成31年3月31日までとします。(申請書提出日記入)
 - ・委任先は契約書上の契約名義人となります。
 - ・使用印鑑はできるだけ委任先の代表者であることが判別できる形式の印鑑を使用するようにお願いします。また受任者の苗字のみの印鑑はできるだけさけてください。

⑧ 暴力団排除に関する誓約書 様式6

- ・委任者がいる場合でも本社からの提出となります。
- ・申請内容を山形県鶴岡警察署へ情報提供する場合がありますので、あらかじめご了承のうえ申請して下さい。

⑨ 社会保険等の加入状況を証明する書類 様式7

- ◇ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出があり、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄に「有」又は「除外」と記載されている場合は提出の必要ありません。
- ・「雇用保険加入」の欄に「無」と記載されている場合の提出書類
労働保険概算・確定保険料申告書の写し及び直近の領収済通知書の写し等
- ・「健康保険加入」「厚生年金保険加入」の欄に「無」と記載されている場合の提出書類
以下、1), 2)のいずれかひとつ
 - 1) 健康保険及び厚生年金保険料の納入に係る直近領収書の写し
 - 2) 社会保険料納入証明書の写し（申請書提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ◇ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出がなく、社会保険等の義務がない場合。
 - ・社会保険等未加入であり届出の義務を要しない理由等を記載の上、提出してください。

⑩ 納税証明書

- ・納税証明書は申請時の直前年度分の課税に係る証明書の原本又は写しを提出してください。
（法人）市町で発行する法人市町民税・固定資産税
税務署で発行する納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」）
（個人）市町で発行する市町民税・固定資産税
税務署で発行する納税証明書（その3の2・「所得税」及び「消費税及地方消費税」）

⑪ 印鑑証明書

- ・法人にあっては、法人の印鑑証明書原本又は写しを提出してください。
- ・個人にあっては、個人の印鑑証明書原本又は写しを提出してください。

⑫ 建設業許可通知書又は商業登記簿謄本（現在事項全部証明書・履歴事項全部証明書）

- ・建設業者で経営事項審査を受けていない場合は、「建設業許可通知書」の写しを提出願います。
建設業の許可がない法人の場合は商業登記簿謄本又は写しを提出して下さい。

⑬ 身分証明書

- ・建設業の許可を受けていない個人は身分証明書原本又は写しを提出してください。

9. その他

- ・申請後に申請内容の変更があった場合は、速やかに変更届を提出して下さい。
- ・申請後に、虚偽の記載や申請できる者に該当しなくなった場合等は、参加資格を取消すことがあります。
- ・申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。